

## 中小企業向け S B T 認定取得支援補助金交付要領

### (趣旨)

第 1 条 中小企業向け S B T 認定取得支援補助金（以下「補助金」という。）については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）及び中小企業向け S B T 認定取得支援事業実施要綱（令和 7 (2025) 年 3 月 26 日付け気対第392号環境森林部長通知。以下「実施要綱」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

### (交付の目的等)

第 2 条 補助金の名称、交付の目的、相手方、補助対象事業の要件、補助対象経費及び補助額は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の名称	交付の目的	交付の相手方	補助対象事業の要件	補助対象経費及び補助額
中小企業向け S B T 認定取得支援補助金	県内中小企業者の排出量把握及び削減目標の設定等を支援することにより、脱炭素経営の促進及び県内温室効果ガスの排出の削減を図ることを目的とする。	実施要綱第 3 条に定める者	実施要綱第 4 条に定める要件に適合するもの	実施要綱第 5 条に定める経費及び補助額

### (交付の申請)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、別表第 1 に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- 2 補助金交付申請の方法は、持参又は郵送（書留等配達記録が確認できるもの）とする。
- 3 補助金の交付の申請については、同一事業者につき同一年度内に一回限りとする。
- 4 第 1 項の補助金交付申請書等の提出期限は、知事が別に定める日までとする。

### (交付の決定及び条件)

第 4 条 知事は、前条第 1 項の規定により提出された書類の内容審査により、補助金交付の要件に適合すると認めるときは、交付の決定をするものとする。

- 2 規則第 6 条第 2 項の規定に基づき、補助金の交付の目的を達成するため附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに、知事に報告してその指示を受けること。
  - (2) 交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、知事が補助金の交付義務の適正かつ円滑な運営を図るために、報告を求めるときは、遅滞なくこれに応じること。
- 3 第 1 項の規定に基づく内容審査に当たっては、別に定める採択基準に基づいて行う。
- 4 知事は、第 1 項に規定する内容審査の結果、採択となった場合には、交付決定通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。
- 5 知事は、第 1 項に規定する内容審査の結果、不採択となった場合には、不採択通知書（様式第 5 号）により通知するものとする。

(実績報告)

- 第5条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、別表第2に掲げる書類を知事に提出しなければならない。
- 2 第1項に掲げる書類の提出期限は、補助対象事業の完了日から起算して30日以内又は知事が別に定める日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の額の確定)

- 第6条 知事は、前条第1項の規定により提出された書類を審査し、補助金の交付要件に合致すると認めるときは、速やかに交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し通知（様式第8号）するものとする。

(補助金の請求及び交付)

- 第7条 前条第1項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書（様式第9号）により、補助金の交付を請求するものとする。
- 2 前項の補助金請求書の提出期限は、知事が別に定める日までとする。
- 3 知事は、第1項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助対象事業の内容の変更等)

- 第8条 補助事業者は、補助対象事業の内容に変更が生じる際は、事業変更承認申請書（様式第10号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。この場合において、当該変更による申請金額の増額は認めないものとする。
- 2 知事は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、補助事業者の結果を通知するものとする。
- 3 知事は、前項の規定に基づき審査を行い、変更を承認する場合において、必要に応じ第4条の規定により行った通知の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助対象事業の廃止)

- 第9条 補助事業者は、補助対象事業の廃止又は中止しようとするときは、事業廃止（中止）承認申請書（様式第13号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、補助事業者の結果を通知するものとする。

(交付決定の取消し)

- 第10条 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当したと認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他の不正の手段により、またはこの要領の規定に反して補助金の交付の決定を受けたとき
- (2) 補助金の交付の決定内容、これに附した条件、この要領若しくは法令に違反し、又はこれらに基づく知事の請求に応じなかったとき
- 2 知事は、前条の規定による取消しをしたときは、補助事業者に対し通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第11条 知事は、前条第1項の規定による、取消しを受けた者に対し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定による処分に関し、知事の命令があったときは、知事の定める期日までに、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(その他)

第12条 本事業の実施に当たっては、この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

- 1 この要領は令和7（2025）年4月1日から施行する。
- 2 この要領は令和9（2027）年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和8（2026）年3月30日）

この要領は令和8（2026）年4月1日から施行する。

別表第1 提出書類（第3条関係）

番号	提出書類		申請者	受託者
1	交付申請書	様式第1号	○	
2	事業計画書	様式第2号	○	
3	誓約書	様式第3号	○	
4	役員氏名等一覧表	添付資料1	○	
5	見積書及び見積内訳書の写し	添付資料2	○	
6	事前着手に関する届出 ※交付決定後に着手（契約）する場合は不要	添付資料3	△	
7	登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ※発行日より3か月以内のもの 個人事業主にあつては、青色申告者であることを証明する書類（写し）直近1か年分	添付資料4	○	○
8	定款又は規約	添付資料5	○	
9	決算報告書	添付資料6	○	
10	会社案内などの従業員数が確認できるもの	添付資料7	○	○
11	納税証明書 ※県税事務所で発行されるもの。個人事業主の場合は、市町役場で（個人県民税）で発行されるものも必要。	添付資料8	○	
12	その他県が必要と認める書類	—	○	○

別表第2 提出書類（第6条関係）

番号	提出書類		申請者	受託者
1	実績報告書	様式第6号	○	
2	事業実績書	様式第7号	○	
3	業務委託契約書等の写し	添付資料1	○	
4	経費の明細書及びその根拠資料の写し	添付資料2	○	
5	領収証の写し	添付資料3	○	
6	中小企業向けS B T認定取得費用の支払完了を証する書類の写し ※払込通知書の写し等	添付資料4	○	
7	中小企業向けS B T認定の取得を証する書類の写し ※S B T iからの受付完了メールの写し等	添付資料5	○	
8	中小企業向けS B Tの認定基準に相当する中長期の温室効果ガス削減目標の設定、削減目標達成に向けた中長期的な方向性及び削減計画の内容について記載した報告書 ※様式等は任意	添付資料6	○	
10	その他県が必要と認める書類	—	○	○

